⑸　「放送時間帯、総量及び放映番組」については、以下の事項に留意する。（規則第48条）

①　以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。

イ　午前７時～午前９時

ロ　午後５時～午後10時

②　全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。

③　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。

④　以下に定める放送量範囲での放送とすること。（地上波放送に適用）

イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算）、午後10時から午前０時の時間帯の放映数上限は50本とすること。

ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。

⑴　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。

⑵　近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。

⑶　東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。

⑷　九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。

⑸　鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。

⑹　岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴　「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の①～⑤の事項を施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

①　法第15条及び施行規則で定める事項

イ　【貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号】

商号の表示にあっては、株式会社を「㈱」、有限会社を「㈲」と省略して表示することを妨げない。

ロ　【貸付けの利率】

法第14条第１項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えないものとする。

ハ　【返済の方式並びに返済期間及び返済回数】

「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。

ニ　【賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合】

その年率を、百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示したものに限る。「賠償額」の表示において、期限前償還の違約金の定めがあるときはこれを別記する。

「賠償額」の割合の表示において、遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。

ホ　【担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項】

「担保に関する事項」については、主な担保の種類及び保証人の要否を表示する。

ヘ　ホームページ又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示する。

②　貸金業協会考査承認番号

③　協会員番号

④　貸金業協会マーク

⑤　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）

⑵　前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。

①　前項①～③及び⑤の表示に際しては、文字級数を９級以上とする。

②　前項②の「貸金業協会考査承認番号」を表示する際は「日金協考査承認番号000000」（番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略しても差し支えないものとする。

③　前項③の「協会員番号」を表示する際は、「日本貸金業協会会員　第000000号」（番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協000000」と省略しても差し支えないものとする。

④　前項④の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。

⑤　前項⑤の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。

〈記載例（※）〉

返済等でお悩みの方は
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
0570―051―051
（受付時間９：00～17：30　休：土、日、祝日、年末年始）

※　視認性の確保のため罫線で囲む

⑥　広告スペースが全一段相当以下の面積である広告（※１）又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）（※２）を出稿するにあたっては、前項②～⑤までの事項の表示は、協会員の任意とする。（規則第53条第３項）

※１．「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横12,160㎟以下のものとする。（新聞紙全一段の面積が基準）

※２．　雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）とは、※１の基準を流用し、原稿のサイズが、縦×横12,160㎟より大きければ、雑報広告とはみなさない。

⑶　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数９級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。（規則第54条）

イ　貸付条件の確認

ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意

ハ　計画的な借入れ

＜文言例＞

「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」

⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する。（規則第55条）

また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

①　安易な借り入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

②　比較広告を行わないこと。（※施行規則第10条の23第１項第１号又は同項第１号の２に関する広告を行う場合を除く）

③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

⑸　「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。（規則第56条）

①　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌

②　風俗専門紙及び風俗専門誌

Ⅱ．広告出稿審査対象外の広告に関する基準

１．広告出稿審査対象外広告の出稿に関する留意事項

基準Ⅰで定める広告以外の広告についても、規則で定める事項を遵守し、その対応について協会から説明を求められた場合において事後説明することができるように、広告出稿の実績一覧表を保存するなど、適切な措置を講じなければいけない。